#### 別府市創業支援事業補助金 FAQ

## 対象者について

- Q: 別府市民でなくても補助は受けられますか。
- A:補助対象期間が満了するまでに別府市に住所を有していただければ補助を受けることが出来ます。
- Q: 創業していても補助は受けられますか。
- A: 令和7年4月1日において創業後5年未満の中小企業者(個人事業主含む。)が対象です。(対象: 令和2年4月2日以降に創業、対象外: 令和2年4月1日以前に創業)
- Q: 今後創業しようと考えています。この補助金を受けるためにはいつまでに創業する必要がありますか。
- A:補助対象期間内に創業する必要があります。補助対象期間は申請者によって異なりますので、詳細は募集 要項をご確認ください。
- Q: 昨年、同様の補助金を受けたことがあるが、今年も受けられますか。
- A:過去に本補助金又は別府市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていると補助対象外となります。
- Q:小規模事業者持続化補助金との併用はできますか。
- A:同じ創業型としての併用は認められません。

## 申請について

- Q:申請はすぐに受け付けてもらえますか。
- A:申請の前に、特定創業支援等事業者により、1か月にわたり4回以上の支援を受けていただく必要があります (特定創業支援等事業)。支援を受けたのち市から発行する証明書を、申請時に提出していただきます。

#### 事業について

- Q:補助対象期間とはいつまでの期間ですか。
- A:申請日により補助対象期間が異なります。
- <一次募集>
- 申請日から6か月が経過した日まで
  - 例:申請日が6月28日の場合

補助対象期間は6月28日~12月28日です。

<二次募集>

申請日から令和8年1月31日まで

例:申請日が9月1日の場合

補助対象期間は9月1日~1月31日です。

- Q:店舗の新築費用は補助対象経費になりますか。
- A:不動産購入費になるため、補助対象外となります。

Q: 自宅兼店舗を改装する場合でも、補助は受けられますか。

A:店舗部分と居住部分を明確にする書類等を準備していただくことで補助を受けることが出来ます。

Q:親族が経営している事業所の譲渡を受ける場合は、支援の対象になりますか。

A: 支援の対象とはなりません。経営者の変更は、起業・新たな事業所の開設とは認められません。

Q:申請以前に支払ったものも対象になりますか。

A:申請前に発注、契約、購入、支払い(前払いを含む)等を実施した場合は対象外となります。

Q: 支払いをクレジットカードで行う際、カードの名義は誰でもよいですか。

A: クレジット払いは申請者の名義(法人の場合は事業者の名義)である必要があります。代表者や従業員等が個人のクレジットカードで支払いを行った場合は、「立替払い」として、帳簿等で確認ができない場合には補助対象外となります。

# その他

Q:補助金はすぐにもらえますか。

A: 交付決定、実績報告書提出後に請求していただき、補助金のお支払いとなります。事前交付はいたしません。